

遊漁船業の適正化に関する法律第三条第二項の期間を定める政令案に係る意見・情報の募集について

パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する考え方

整理番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>登録有効期間を現行の5年のままにせず、基本の有効期間を3年として、法令等の遵守状況が不良な者は有効期間を1年または2年として、優良な者は有効期間を5年にするという形の方が良いのではないかと。海の上での営業なので実態が掴みづらく違法行為をしていても摘発されにくい形態の業務でもある事を考慮しても最初から有効期間を5年としているのはいかがなものか。もっと言えば、簡単に始められてしまう登録制ではなく、免許制や許可制にし業者の適格性を求めるとするべきではないのかと考える。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>当政令の趣旨については御賛同いただいているものと考えております。遊漁船業者の登録期間については、これまで全事業者が一律で5年間であったところ、今回の法律改正において、法令等の遵守状況が不良でない者の登録期間を4年以内において政令で定める期間に短縮することとされました。当政令は、改正後の遊漁船業法に基づき、法令等の遵守状況が不良な者の登録期間を不良の内容に応じて3年間又は1年間に短縮しようとするものであり、遊漁船業の基本となる登録期間を一律に3年にすることは想定されておりません。</p> <p>遊漁船業につきましては、昭和63年に遊漁船業の適正化に関する法律が制定された際、都道府県への届出制としてスタートいたしました。その後、安全管理の体制を強化するため、平成14年の法改正で都道府県への登録制になったものです。</p> <p>本年の第211回通常国会にて可決され、本年6月2日に公布された遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、法令の遵守状況が不良な者の登録期間を短縮するほか、遊漁船業の登録の拒否要件の追加や登録時の審査書類に業務規程を加えるなど、遊漁船業の安全確保を強化するための各種改正を行っているところです。これらの改正を適切に実施し、今まで以上に厳格な遊漁船業の管理体制を築いてまいります。</p>

2	<p>遊漁船業の登録期間更新の期間を政令で定める期間に短縮することについては、賛成です。遊漁船業法の規定遵守が不良な遊漁船業者について、処分を受けたりした業者だけでなく、処分までは受けていないが、事故等に結びつく危険性のある遊漁船業者や、漁場利用上、マナーのない遊漁船業者について、何らかの方法を以て規定遵守がなされているか、全数調査は難しくてもチェックする体制の確立されるべきではないかと考えます。</p> <p>何らかの方法については、私見ではありますが漁協単位などできるだけ小規模な範囲で取り纏めれる形で各遊漁船業者、漁業関係者にヒアリングするのが良いのではと考えます。当然、ヒアリング後の事実確認などの手間は凄くかかりますが、何より一番は事故防止のためにも関係者からのヒアリングがその地域で問題となりそうな遊漁船業者の確認には有効ではないでしょうか。</p> <p>例えば、私の身の回りの例ではありますが、当地区では夏季はケンサキイカの遊漁が盛んに行われます。遊漁船のHPやSNSの釣果情報に「船頭の釣果〇〇匹(写真)」「イカの墨抜きサービス」「お客様のイカの墨抜きすぎて手が痛くなりました」などの記載がある場合があります。当地区では船長と遊漁船主任者が兼任の船がほぼ全てで、船長(遊漁船の業務責任者)は操船やお客さんの安全管理に従事しなければならないはずですが、イカの墨抜きサービスを行っていた(運行業務や安全管理以外の作業に集中していた)のでは、船の周囲の見張りは不十分になります。遊漁船の規定遵守がなされているとは考えにくいです。</p> <p>また、漁業のみを専業としている漁業者と、遊漁船との漁場利用でのトラブルも見聞きます。お互い様の部分は当然ありますが、地域のルールやマナーもよく理解できていない素人が遊漁船船長しているような遊漁船も存在しています。</p> <p>遊漁として釣ったクロマグロを闇で売り捌いたり、本当に水産庁に報告してる？みたいな話もあります。</p> <p>例えば長くなってしまいましたが、遊漁業の規定を遵守出来ていることを相互監視できる仕組みの確立と、抑止力のためにも相互監視で上がった規定遵守出来ていない遊漁船業者やそのペナルティの開示などある程度厳しい措置は必要ではないかと考えます。</p> <p>もちろん、利害関係者の中で蹴落とし合いや、嫌がらせに繋がらないように十分な配慮した仕組み作りが必要ですが、処分の対象となるなど表立ったことにはなっていないくても、地域の中では問題になっているようなことを拾って、資格更新の査定に反映されればより効果のある制度になるのではないのでしょうか。</p>	<p>当政令の趣旨について、御賛同いただきありがとうございます。</p> <p>遊漁船業の管理体制について、御意見ありがとうございます。いただいた御意見は、今後の遊漁船業関係施策を進める際の参考とさせていただきます。</p> <p>遊漁船業の監督については、都道府県が担っていることから、今回お寄せいただいたような具体的な疑義情報があれば、遊漁船業法に基づく立入検査や指導等による改善に繋がるように、都道府県に提供していただくようお願いいたします。</p> <p>また、本年の第211回通常国会にて可決され、本年6月2日に公布された遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、遊漁船業者に対して、利用者の安全及び利益に関する情報を公表する義務が新たに課せられたところであり、遊漁船業者が利用者の安全確保のために行う取組の内容や、都道府県による行政処分等を受けて実施した取組の内容等をインターネット等の手段で公表することとしました。この改正により、利用者の方々が利用する遊漁船業者を選ぶに当たり、都道府県による処分の履歴やそれを受けての事業者の取組等を確認しながら、選ぶことができるようになります。</p> <p>さらに、改正法において、都道府県知事が設置することができる遊漁船業に関する協議会の制度を創設いたしました。この協議会において、地域における遊漁船業のルールの策定や、水産業との調整等、遊漁船業者間及び遊漁船業者と地域との間の連携の仕組みを構築していただくことを推進してまいります。</p> <p>水産庁といたしましても、遊漁船業の安全確保は非常に重要であるとの認識から、今般の制度改正において反映しているところです。これらの改正を適切に実施し、今まで以上に厳格な遊漁船業の管理体制を築いてまいります。</p>
3	<p>上記の御意見に加えて、以下の御意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他省庁関連(国土交通省)について 1件</li> </ul>	-